

報 告 書

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 1 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月15日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第2号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月19日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和4年11月14日、市内竈880番地の5地先のアパート敷地において、環境課職員が収集業務中、公用車を後退させた際に、当該アパートの掲示板に衝突し破損した事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 90,200円
- 2 損害賠償の相手方 東京都港区港南2丁目16番1号
大東建託パートナーズ株式会社